平成２６年（フ）第１６２号
愛知県碧南市野田町209番地　アーバン幸Ｂ棟201号、前住所愛知県西尾市矢場町１番地４
債務者　ゴメス　ルシアこと　ＧＯＭＥＳ　ＬＵＣＩＡ　ＨＡＮＡＫＯ　ＴＥＯＤＯＲＯ　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３７号
さいたま市見沼区大和田町２丁目172番地５
債務者　齋藤真由美（旧姓矢内）
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５３号
埼玉県桶川市若宮１丁目４番８号
債務者　千葉みどり
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
埼玉県川口市大字芝4969番地の１　ミディーＡ101号
債務者　大橋　一正
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
埼玉県草加市原町２丁目３番２―15号
債務者　菅田　　努
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
岡山県笠岡市富岡190番地３　市営住宅富岡団地46号
債務者　桑田　美鈴
１　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地20―204号室、住民票上の住所旭川市東旭川南１条４丁目４番28号
債務者　藤田麻由子
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９５号
札幌市南区南沢３条４丁目２番18号　リライヴ南沢102号
債務者　澤田　範昭
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９６号
札幌市南区南沢３条４丁目２番18号　リライヴ南沢102号
債務者　澤田　優子
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３０号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目３番32―201号
債務者　八代　龍児
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４９号
札幌市白石区本通17丁目北17番32号　グレイス大谷地901号
債務者　清水ちほみ
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８２号
札幌市豊平区美園９条３丁目２番12号　ハイツサングリーン101号
債務者　高梨　　恵（旧姓右近）
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８４号
北海道石狩市花川南７条２丁目181番地
債務者　手塚　正広
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９１号
北海道江別市文京台東町35番地の15　ＡＭＳスイート35Ｂ棟102号室、申立時の住所札幌市白石区南郷通15丁目北７番25号　セピア15―302号
債務者　前田　理佳（旧姓川浪）
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９６号
札幌市南区北ノ沢８丁目７番30号　ノース87―204号
債務者　澤田　昌史
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１２号
北海道千歳市青葉３丁目９番24―１号
債務者　篠原　千昌
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部